

御嵩町地球温暖化防止対策実行計画  
(事務事業編)

令和5年3月

岐阜県可児郡御嵩町

# 目次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1.	国際的な動向.....	1
2.	日本国内の動向.....	2
3.	御嵩町の動向.....	2
<b>第 2 章</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>3</b>
1.	計画の目的.....	3
2.	計画の位置付け.....	3
3.	計画の期間、基準年度及び目標年度.....	4
4.	計画の範囲.....	4
5.	対象とする温室効果ガス.....	4
<b>第 3 章</b>	<b>これまでの実行計画の状況</b> .....	<b>5</b>
1.	これまでの取組.....	5
2.	前計画（第 3 版：第 2 回改定）の状況.....	5
（1）	前回計画における温室効果ガスの排出量の削減目標.....	5
（2）	温室効果ガス排出量の把握.....	6
（3）	温室効果ガス排出量及び削減量の推移.....	6
（4）	温室効果ガス総排出量の削減結果及び目標達成状況.....	7
（5）	温室効果ガス排出量の分析.....	7
<b>第 4 章</b>	<b>温室効果ガスの削減目標</b> .....	<b>8</b>
<b>第 5 章</b>	<b>温室効果ガス削減に向けた取組</b> .....	<b>9</b>
1.	日常業務に関する取組.....	1 0
（1）	省エネルギーの推進.....	1 0
（2）	省資源の推奨.....	1 2
（3）	環境に配慮した公共事業の推進.....	1 3
（4）	緑化の推進.....	1 3
<b>第 6 章</b>	<b>計画の推進に向けて</b> .....	<b>1 4</b>
1.	推進体制.....	1 4
2.	職員に対する研修.....	1 4
3.	点検.....	1 4
4.	公表.....	1 4

# 第 1 章 計画策定の背景

## 1. 国際的な動向

2015（平成 27）9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、全ての国が 2030 年までに全世界で達成を目指す国際目標が示され、「誰一人取り残されない」という共通理念のもと、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。包括的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととされており、17 の目標の 13 番目に「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が掲げられています。

また、同年 11 月から 12 月にかけて開催された、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な 2020 年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を目的として掲げています。

その後、2021（令和 3）年 8 月に国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC<sup>1</sup>）が公表した「第 6 次評価報告書「自然科学的根拠」」では、広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響があることに疑いの余地がないことが明記されました。この報告書では、世界の平均気温は、2021（令和 3）年から 2040（令和 22）年までに産業革命前より 1.5℃高くなることが示され、これは 2018（平成 30）年に発表した予測より 10 年ほど早い結果となっています。

また、同年 11 月に第 26 回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意<sup>2</sup>」が採択され、温室効果ガスの排出削減の更なる強化が示されるとともに、実施指針であるパリ協定のルールブックが完成しました。

<sup>1</sup> 国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織のこと。

<sup>2</sup> グラスゴー気候合意では、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑える努力を追求していくことや、石炭火力発電の段階的な削減が盛り込まれました。さらに、パリ協定の実施指針（ルールブック）についても、未決定要素だった同協定 6 条（市場メカニズム）に関する基本的な基準について合意に達し、これによってパリ協定が完全に運用されることとなりました。

## 2. 日本国内の動向

国は、「パリ協定」に定める目的等を踏まえ、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）」を宣言しました。

また、2021（令和3）年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付けました。

その後、2021（令和3）年4月に、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すとし、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

それに伴い、同年10月には、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

この「地球温暖化計画」において、自治体の事務事業が該当する業務その他部門の目標は、51%削減と更に厳しく義務付けられました。

また、岐阜県も2020（令和2）年12月に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを知事が表明しています。

## 3. 御嵩町の動向

当町は、2002（平成14）年に「環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全と快適な環境の創造のための取組を進めており、2013（平成25）年には国から「環境モデル都市<sup>3</sup>」に選定され、以降、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みへのチャレンジを続けてきました。

これまでも、「環境基本計画」や「環境モデル都市行動計画」のほか、「地球温暖化防止対策実行計画」を策定して環境に配慮した施策、地球温暖化防止に向けた施策を実施してきたところです。

こうした中、「地球温暖化防止対策実行計画」については、2022（令和4）年度をもって計画期間が満了しますが、前述したとおり、脱炭素社会に向けた取組は加速しており、当町としても、国や県が定めた目標に準じて、計画を改定・更新し、引き続き継続して地球温暖化防止対策を推進します。

---

<sup>3</sup> 持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市のこと。

## 第2章 基本的事項

### 1. 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定しました。御嵩町が行う事務や事業により排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止対策を推進することを目的としています。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

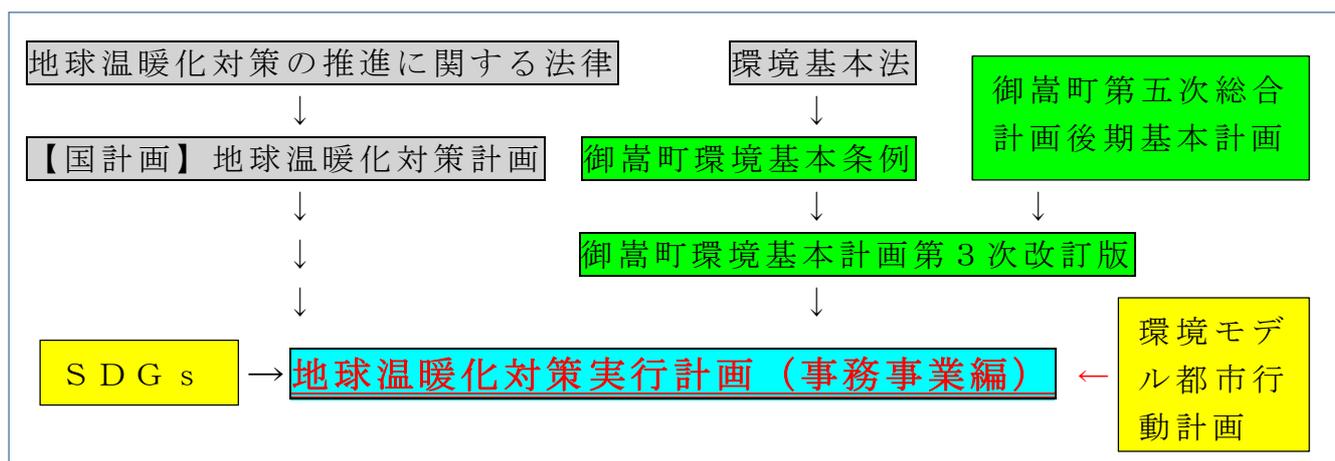
### 2. 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の義務として策定されるとともに、「御嵩町環境基本条例」を受けて策定された「御嵩町環境基本計画第3次改訂版」で施策目標として掲げる「地球温暖化を防ぐ」ための取組として位置付けられています。

現在進めている「御嵩町第五次総合計画後期基本計画」や「環境モデル都市行動計画」などの主要関連計画に配慮しながらその取組を進めていきます。

また、本計画では各取組に関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標を表記しています。

#### 本計画の位置付け



### 3. 計画の期間、基準年度及び目標年度

本計画では、基準年度、計画期間及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」の基準年度（2013（平成25）年度）、中間目標年度（2030（令和12）年度）を参考に次のとおりとします。なお、実行計画の実施状況や技術の進捗、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

基準年度	2013（平成25）年度
計画期間	8年間 2023（令和5）年度 ～ 2030（令和12）年度
目標年度	2030（令和12）年度

### 4. 計画の範囲

本庁、出先機関を含めた全ての機関における事務、事業を実行計画の対象とします。

ただし、災害防止関連業務や民間企業などへの外部への請負や委託によって実施している事業は対象外とします。

### 5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、次の7種類の温室効果ガスが規定されていますが、本計画では、温室効果ガス総排出量のほとんどを占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を削減の対象とします。

#### 計画の対象とする温室効果ガス

ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	最も排出量が多い（化石燃料の燃焼、廃棄物の燃焼）
メタン（CH <sub>4</sub> ）	化石燃料の焼却、廃棄物の埋立、家畜の消化管内発酵
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	化石燃料の焼却、農地への施肥、家畜の排せつ物処理
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	冷蔵庫、エアコン等の冷媒、エアゾール製品等の製造・使用・廃棄
パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造、溶剤等の製造・使用・廃棄
六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体等の製造・使用・破棄
三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体、液晶等の製造

## 第3章 これまでの実行計画の状況

### 1. これまでの取組

当町では、2008（平成 20）年度に「御嵩町地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、これまで2013（平成 25）年度、2018（平成 30）年度と5年毎に計画を見直ししながら、町が管理する施設全体の排出量の削減を目指してきました。

#### これまでの実行計画の改定の経緯

計画	計画期間	
初版	2008（平成 20）年度 ～ 2012（平成 24）年度	5年間
第2版 （第1回改定）	2013（平成 25）年度 ～ 2017（平成 29）年度	5年間
第3版 （第2回改定）	2018（平成 30）年度 ～ 2022（令和 4）年度	5年間

### 2. 前計画（第3版：第2回改定）の状況

#### (1) 前回計画における温室効果ガスの排出量の削減目標

取組項目	削減目標
温室効果ガス（法律で対象とされたガスのうち二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）を対象）の排出量の削減 ※本庁及び出先機関で使用する電気、燃料、公用車の使用に係る温室効果ガスを対象とします	2022（令和 4）年度までに、温室効果ガスの排出量を 基準年度 2016（平成 28）年度比で、 <b><u>5.25%削減</u></b> <b><u>※目標数値（768,554.66（Kg-CO<sub>2</sub>））</u></b>

## (2) 温室効果ガス排出量の把握

町独自の環境マネジメントシステムで把握している数値（電気、灯油、重油等の使用量）を使用し、温室効果ガス排出量の算定をしています。

### 【温室効果ガス排出量の算出方法】

地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月 環境省）に基づき、本町の事務及び事業における温室効果ガス排出量を次の算定式により求めます。

$$\text{二酸化炭素排出係数 (Kg-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

## (3) 温室効果ガス排出量及び削減量の推移

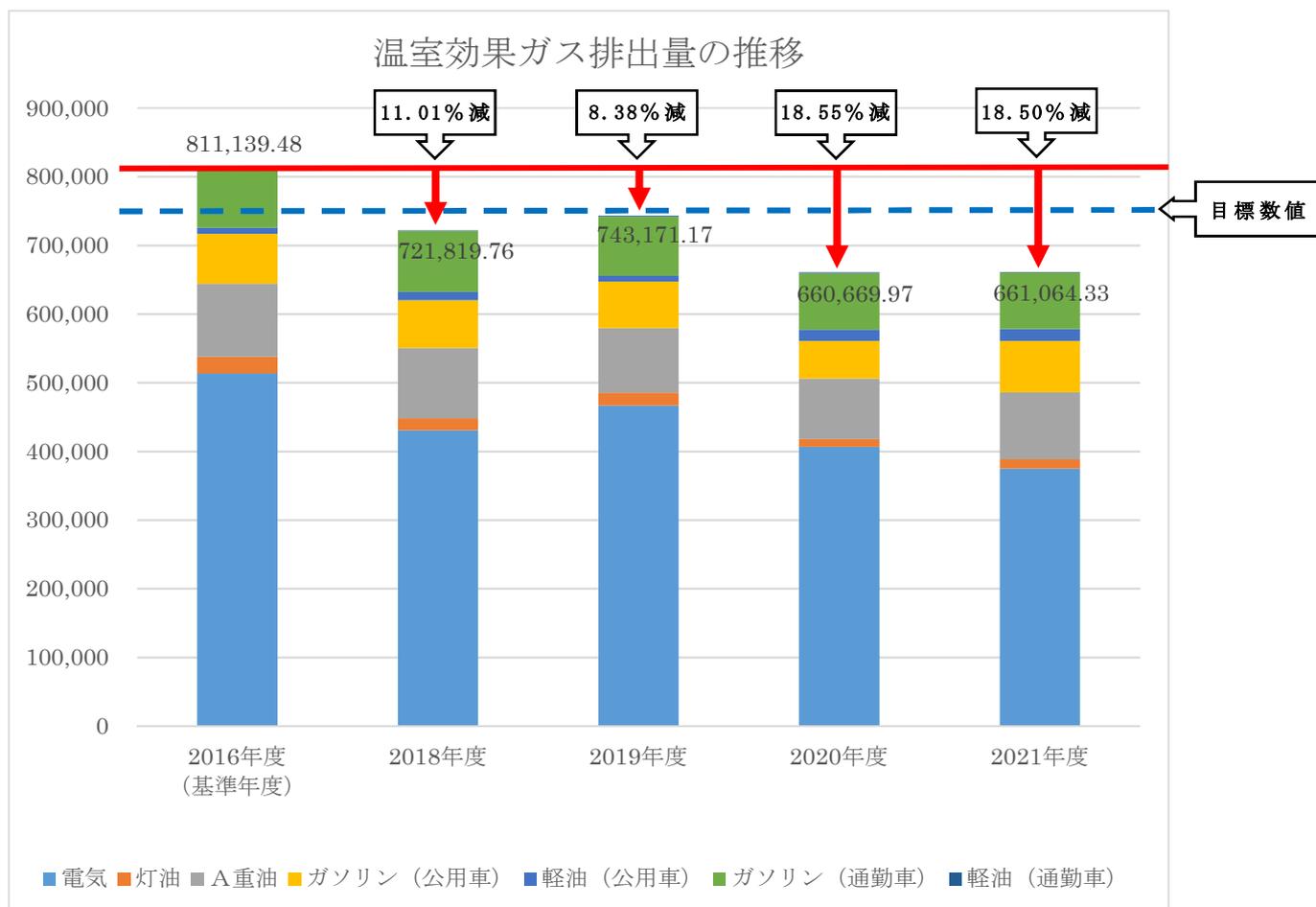
温室効果ガスの算定は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月環境省）の算定方法に準拠しています。

御嵩町役場及び出先機関における2021（令和3）年度までの温室効果ガス排出量及び削減量は次のとおりです。

### 前計画期間中における温室効果ガス排出量の基準年度との比較

		温室効果ガス排出量（単位：Kg-CO <sub>2</sub> /年）				
用途	排出源	2016年度 （基準年度）	2018年度 （H30年度）	2019年度 （H31年度）	2020年度 （R2年度）	2021年度 （R3年度）
施設	電気	513,316.21	430,707.38	466,499.30	406,346.06	374,820.09
	灯油	24,380.88	17,285.23	18,823.73	11,343.44	13,441.77
	A重油	106,503.00	102,709.00	94,308.00	88,075.00	97,560.00
公用車	ガソリン	72,423.14	69,533.07	67,794.34	55,062.35	74,910.99
	軽油	9,172.21	11,687.40	8,482.78	16,573.71	17,394.13
通勤車	ガソリン	84,215.29	88,875.96	85,974.46	81,841.53	82,085.07
	軽油	1,128.75	1,021.68	1,288.56	1,427.88	852.28
排出量合計		811,139.48	721,819.72	743,171.17	660,669.97	661,064.33
対基準年度削減量		—	▲89,319.76	▲67,968.31	▲150,469.51	▲150,075.15
対基準年度削減率 （単位：％）		—	▲11.01	▲8.38	▲18.55	▲18.50

## 前計画期間中における温室効果ガス排出量の推移



### (4) 温室効果ガス総排出量の削減結果及び目標達成状況

前計画期間での温室効果ガス排出量の削減率は、基準年度に比べて、2018（平成30年）度は11.01%、2019（平成31）度は8.38%、2020（令和2）年度は18.55%、2021（令和3）年度は18.50%となり、前計画の目標であった5.25%を、全ての年で目標を達成しました。

温室効果ガス排出量は、基準年度の数値を比べると、計画期間中に計2,786,725.19（Kg-CO2/年）の削減となりました。

### (5) 温室効果ガス排出量の分析

前計画期間は、年平均気温が全国的に高い年が多かったと発表されています。そのため、冬季における暖房のための電気、灯油、A重油の使用量の差がCO<sub>2</sub>の排出量の削減に大きく影響したとみられます。

そのほか、電気使用によるCO<sub>2</sub>の排出係数が改善され、電気使用におけるCO<sub>2</sub>排出量が大きく削減されたことや、コロナ禍による公用車の使用量の減少や職員のマイカー以外での通勤者が増加していることから自動車使用におけるCO<sub>2</sub>排出量が削減されていることも影響が大きいと考えます。

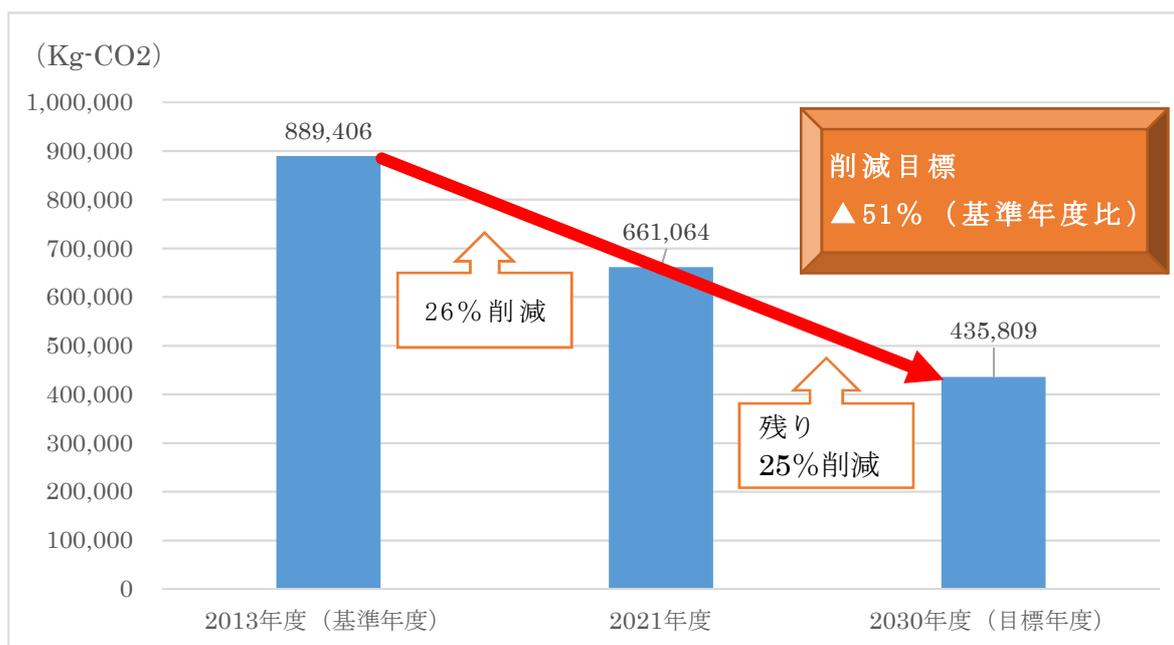
## 第4章 温室効果ガスの削減目標

本計画における御嵩町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」における業務における業務その他部門の温室効果ガス排出削減目標に準拠し、2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で51%削減を目標として設定します。

### 温室効果ガス総排出量 削減目標

削減目標	基準年度 2013（平成25）年度比で <u>2030（令和12）年度までに <b>51%</b>削減</u>
目標数値	435,809.038 (Kg-CO <sub>2</sub> )
年間の削減目標 (目安)	毎年度 <b>2.7%</b> (25028.33 (Kg-CO <sub>2</sub> )) 削減

温室効果ガス総排出量については、これまで、2013（平成25）年度から2021（令和3）年度までに26%削減してきました。残りの期間（9年間）で更に25%の削減を目指します。



## 第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

本計画では、本庁及び出先機関の全ての職員の温室効果ガス削減に向けた取組をまとめています。また各取組に関連するSDGs（持続可能な開発目標）<sup>4</sup>の目標を表記しています。

SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない（leave no one behind）」ことに誓い、環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策等の視点が盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。



### 本計画に関連するSDGs目標

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p><b>目標7【エネルギー】</b>                  全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p><b>目標13【気候変動】</b>                  気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p><b>目標11【持続可能な都市】</b>                  包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p><b>目標14【陸上資源】</b>                  陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>目標12【持続可能な消費と生産】</b>                  持続可能な生産消費形態を確保する。</p>		

<sup>4</sup> SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030（令和12）年までに、持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。

## 1. 日常業務に関する取組

当町では、日常業務の中において、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

これらの環境に配慮した行動により、御嵩町全体への環境意識の向上、地球温暖化対策の推進に繋がっていきます。

### (1) 省エネルギーの推進

取組に関連する  
SDGs 目標



取組		概要
<b>全般</b>	効率的・効果的な事務処理	効率的・効果的な事務処理に努め、ノー残業デー（毎週水曜日）の徹底、夜間や休日の残業の削減等を図ることで、無駄なエネルギー消費量やCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。
	テレワークやウェブ会議の導入	車の使用機会を減らし、温室効果ガスの排出量を削減することができる。
	便座の蓋を閉じる	暖房便座の蓋を閉じることで、暖房で使用する温室効果ガスの排出量を削減できる。
	ノーマイカーの実施	原則ノーマイカーデーは自家用車以外での通勤を徹底し、それ以外の日でも名鉄広見線の利用や自転車等により通勤することで、温室効果ガスの排出量を削減することができる。
	高効率機器の導入又は更新	省エネ性能の高い機器の導入又は更新
<b>空調</b>	環境に配慮した温度に設定する。	来庁者が不快と感じない範囲（夏季は28℃、冬季は20℃）で運転を抑制することで、省エネを促進する。
	空調の効率的使用	ブラインド等の活用、クールビズ、ウォームビズを推進することで、省エネを促進する。
	非使用会議室等の空調停止の徹底	空調運転時間を短縮することで、無駄な空調エネルギー消費量やCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。

	空調の運転時間の適正化	適切な外気の取り入れ、空調の余熱を利用する個とで、無駄なエネルギー消費量やCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。
<b>照明</b>	外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯	昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行うことで、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。
<b>OA 機器</b>	節電モードを採用	パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から50%以下に設定することで、無駄なエネルギーを抑制し、省エネを促進する。
	長時間離席時の電源オフ	長時間離席する際は、電源をオフすることで、省エネを促進する。
	使用していない機器の電源を遮断（退庁時に機器の電源の確認）	使わない機器のプラグをコンセントから抜いておくことで、待機電力の抑制に繋がる。
<b>公用車</b>	エコドライブの徹底	普通の発進より少し緩やかに発進したり、急ブレーキを行わないことで、燃費が改善する。
	徒歩又は庁用自転車の利用	徒歩や自転車等での移動は、エネルギー排出量や温室効果ガス排出量の削減に繋がる。
	公用車の効率化	公用車の台数を見直し、車両の稼働率を上げて1台1台を有効活用することで、温室効果ガス削減や経費削減に繋がる。
	車両の適正管理	車両を適正に整備・管理することで、排気ガスの削減に努める。
	アイドリングの停止	公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えることで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
	環境配慮型車両の導入	買い替えをするにあたって、電気自動車等の次世代自動車やグリーン購入法に適合する低公害車等、環境負荷の小さい自動車の導入に努めることで、温室効果ガスの排出量を削減することができる。

## (2) 省資源の推奨

取組に関連する  
SDGs目標



取組		概要
<u>用紙類</u>	両面コピー、2アップ、裏面活用の徹底、	ペーパーレスに繋がる。
	資料の共有化又は簡略化	データを保存するときは、紙ではなくスキャンを活用することで、省資源化に繋がる。
	ペーパーレス会議の開催	会議資料を紙でなく、原則、電子データとすることで、省資源化を促進する。
<u>廃棄物・リサイクル</u>	ゴミの分別の徹底と資源化の促進	施設内に設置しているごみ箱に分別がわかりやすいよう表示することで、省資源化に繋げることができる。
	封筒、ファイルなどの再利用促進	廃棄物の削減やリサイクルに努めることで、省資源化することができる。
	プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルの推進	再使用する部品の使用率を向上させることで、環境負荷の低減に貢献できる。
	印刷物は古紙配合率の高い再生紙を使用	木材の消費も減らすことができ、ごみの減量や二酸化炭素排出量の削減に繋がる。
<u>物品購入等</u>	グリーン購入の推進	購入の際は、「グリーン購入法適合」や「エコマーク」の記載を確認する。環境ラベルが付いている製品を選ぶことは、環境負荷の低減に繋がる。
	リサイクル製品やリサイクル可能、詰め替え可能な製品を優先購入	詰め替え用製品の普及は、プラスチックごみやその他廃棄物の削減に繋がることから、事務用品は詰め替えやリサイクルが可能な商品を購入する。
	省エネタイプで環境負荷の少ないものを選択	電気製品等の購入、レンタルを行うときは、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入等を行う。

### (3) 環境に配慮した公共事業の推進



取組		概要
施設改修等	環境負荷の低減に配慮した施設等の整備	施設の新築・改築をするときは、「御嵩町公共事業における環境配慮指針」に基づいた工事を実施し、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。(ZEB <sup>5</sup> の検討)
	町環境基本計画の運用	「御嵩町環境基本計画」に規定する重点プロジェクトを展開します。
	LED式照明の導入	照明器具を取り換えるときは、LED式照明等の省エネルギー型の器具に取り換えることで、省エネを推進する。

### (4) 緑化の推進



取組		概要
緑化	公共施設の緑化	公共施設敷地の緑化に努めます。
	町内の緑化	花かざり推進事業により、町や自治会が管理する花壇の植栽を推進します。

<sup>5</sup> ネットゼロエネルギーのことで、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量をゼロにします。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 推進体制

本計画は、御嵩町環境マネジメントシステムに基づいて運用します。

また、温室効果ガスの削減目標や排出量削減に向けた取組については、定期的に見直しを行い、継続的に改善するよう取り組みます。

### 2. 職員に対する研修

計画を着実に推進するために、地球温暖化問題に関する情報や取組内容に関する研修を職員に対して実施します。

### 3. 点検

毎年度、電気・燃料等の使用量の集計を行い、温室効果ガス総排出量を把握し、取組内容の効果について点検します。

### 4. 公表

計画の進捗状況や取組内容の点検結果については、町ホームページで公表します。

御嵩町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和5年3月発行

御嵩町総務部総務防災課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

TEL 0574-67-2111